

令和7年1月21日 支部研修資料

<無料相談会> 予約制

◇提出

(対面)必要書類をまとめる、決算書・医療費明細作成→PCへ スマホ申告対応

◇相談のみ

例年どおり

◇申告書

押印不要(R3年申告より) 申告書A廃止(令和5年より)

◇所得金額

所得金額調整控除(R2年から、源泉徴収票の所得金額と申告書が違くなる)

- ・給与850万超で23歳以下の扶養親族 or 特別障害者 区分1
- ・給与と年金(両方控除額が10万減っている)ので、その分の調整) 区分2
- ・その両方の場合 区分3

給与所得控除額…早見表から 195万円で頭打ち(R2年から)

(H25~27年まで 245万、H28年 230万 H29~R1 220万)

公的年金等控除額…計算式 R2~公的年金以外の所得1,000万以上別算式(R2年から)

シルバー人材は雑所得(公的年金、給与等ある場合は別紙明細で控除額計算)

青色申告特別控除額 65万→55万(e-taxか電子帳簿保存で65万)(R2年から)

雑所得で収支内訳書添付…2年前の雑所得の収入金額1,000万円以上

◇所得控除(R2年、基礎控除改正、ひとり親控除創設)

医療費(セルフメディケーションと通常医療費控除は選択適用)

配偶者・扶養…所得と年齢確認、配偶者特別控除(平成30年改正あり) 16歳未満障害者(配偶者控除が所得制限でとれなくても、同居特別障害者は障害者控除あり)

社会保険・生命保険・地震保険・小規模企業共済等掛金 寄附金控除

基礎 48万(所得2,400万超~ 32万 2,450万超~ 16万 2,500万超~ 0)

ひとり親 従前の特寡婦(男女問わず、未婚も可) 寡婦(所得500万超は適用なし)

◇税額

税額表変更 4,000万円超 45%(平成27年から)

令和6年分特別税額控除(定額減税) 44欄 合計所得金額1,805万円以下

(復興特別所得税)2.1%→合計(平成25年から令和19年まで)

端数処理は51欄で100円未満切り捨て(還付は△つけて切り捨でない)

◇その他

還付の場合…還付口座 納付の場合…振替でなければ納付書、QRコード等
振替納税は税務署ごと(住所の下に振替継続希望に○で可)

◇所得要件

株、配当も申告すると所得判定に影響する、退職金は申告しなくても影響
(所得税と住民税で異なる申告方式選択不可 R5年から)
合計所得金額(1/2後・繰越控除前)…扶養(48万)、配・配特(48・133万、本人1,000万)
寡婦・ひとり親(本人500万)、住取(本人2,000万)
基礎(2,400万、2,450万、2,500万) 定額減税

<複雑なもの、特殊なもの>

◇配当所得(平成26年より、上場株式等も源泉15.315%+住民税5%)

上場株式 申告不要(1回ごと、源泉徴収口座は口座ごと。還付・配当控除なし)
申告…申告分離(譲渡損失と通算)
…総合課税(配当控除)

未上場 申告不要(少額配当のみ)
申告…総合課税(配当控除)

NISA口座 配当を現金受け取りや銀行口座振り込みの場合源泉される
(配当非課税は「株式数比例配分方式」の受け取りのみ) R6改正あり

◇上場株の譲渡損失と配当の損益通算

※譲渡が2つ以上あれば、譲渡内通算が先→配当と通算
※特定口座で譲渡損、配当ありの場合、内部通算されて配当の源泉が0

◇寄附金

ふるさと納税(寄付金控除のみ)…二表「都道府県、市区町村分への寄附」欄
※除外市町村あり(住民税で「共同募金、日赤、その他」欄)
ワンストップ特例の方も、確定申告する場合は全寄付で寄付金控除
政党等・認定NPO・公益社団法人等…税額控除と選択(税率45%以外は税額控除)

◇損失申告

事業の損だけの場合など…所得金額マイナスで四表つけなくてもOK
前年の損失を本年で差し引く申告は「その他 63」欄に記載
(四表を使う場合は「その他 63」欄は書かない)
特定非常災害 5年繰越控除 別表4付表1～付表3

◇準確定申告

相続人が複数いる場合、

「死亡した者の 年分の所得税の確定申告書付表」を作成する

(相続人全員の署名が必要 R3年から押印不要)

※令和2年分から e-tax 可

◇更正の請求

期間の確認(申告義務なしは、提出日から5年以内)

令和4年分以降新様式(正しい金額だけ記載)

古い年度は当時の税法に注意(税率、所得控除、給与所得控除額)

◇公的年金等の申告不要

公的年金等の収入金額400万以下、その他の所得20万以下

「地方税連絡用」のゴム印

平成27年から、源泉されない公的年金等(外国のもの等)は申告不要不可

無料相談PCでは申告不要になる場合送信しないよう注意してください

◇措置法35の2

平成21年取得の土地→平成27年以降に譲渡 1,000万控除

平成22年取得の土地→平成28年以降に譲渡 1,000万控除

※先行取得の事業用の繰延は措置法37の9の5

◇健康保険

23区 40歳未満 基礎65万・支援24万 (89万)

40~64歳 基礎65万・支援24万・介護分17万 (106万)

65~74歳 基礎65万・支援24万 +介護保険料

◇後期高齢

東京都 75歳~ 均等割(47,300×人数)+所得割(9.67%) (80万)

◇国民年金

2024年1~3月 16,520円 4~12月 16,980円

一括前納(口座振替) 199,490円

一括前納 200,140円

毎月引き落とし(2023年11月~2024年10月) 201,460円

毎月納付(2024年1~12月) 202,380円

◇消費税

事業・不動産所得・雑の申告…消費税の申告の検討・確認
(不動産所得で課税売上割合が低いケース等、ほぼ2割特例対象者は2割特例が良さそう)
青色決算書の記載欄あり
youtubeの広告収入…不課税取引(課税事業者選択して還付の可能性あり)

◇贈与税

直系尊属からの贈与、その他で税率変更(平成27年から)

◇マイナンバー

番号の記載…本人分、扶養親族・専従者
本人確認(確認は本人のみ、扶養親族等は確認不要)
添付書類(マイナンバーカード写 or 通知カード写+写真つき身分証)

◇利子所得の確定申告(28年から)

特定公社債等の利子(国債利子、公社債利子、中期国債ファンド受益権など)
→申告分離課税(原則申告不要、申告選択可)
国外のもの、同族法人の一般公社債等の利子でその同族法人の役員が受け取るもの
→総合課税

◇暗号資産(仮想通貨)

含み益は課税されない 法定評価方法…総平均法
他のものに交換した際に課税(売買、交換、商品購入)
雑所得総合課税 FX等の分離と通算不可 雑内通算可
暗号資産の計算書(国税庁HP excel ファイル)

◇源泉徴収税額の納付届出書

源泉徴収税額の内書き金額の追加還付を受ける手続き

◇確定申告の閲覧

税務代理権限証書ではだめ、委任状

◇外国税額控除

◇倒産防止共済(明細添付あり)

国税庁をかたった不審な ショートメッセージやメールに ご注意ください！

ショートメッセージやメールにより国税の納付を
求めることや差押えを予告することはありません

- ・ 国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールから、国税庁ホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。
- ・ 国税庁、国税局及び税務署では、ショートメッセージやメールにより国税の納付を求める旨や、差押えの執行を予告する旨の案内を送信していません。

不審なメール等に記載された URL への
アクセスや支払いなどしないようご注意ください

- ・ 不審なショートメッセージやメールを受信した場合や、国税庁ホームページになりすましたサイトを発見した場合には、アクセスすると被害を受けるおそれがありますので、アクセスや支払いなどしないようご注意ください。
- ・ 国税庁ホームページを利用する際には、ブラウザのアドレス欄を必ずご確認ください。

具体的な被害の相談については、最寄りの警察署又は都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口にお問い合わせください。



← 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口はこちら
<https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>

- ・ 詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp>



納付の方法

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。
令和6年分の所得税等の確定申告分(第3期分)の納期限は、

令和7年3月17日(月)です。

申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありません。

国税の納付は、簡単・便利なキャッシュレス納付を是非ご利用ください。

なお、納付手続の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

納税手続
を調べる



(1) キャッシュレス納付

① 振替納税を利用

- 新規でご利用する方

令和6年分の所得税等の確定申告分(第3期分)の振替納税のお申込み期限は、

令和7年3月17日(月)です。

振替納税のご利用に当たっては、上記期限までに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を所轄税務署(※)又は金融機関に提出する必要があります。

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」は、e-Tax 又は書面で提出することができます。

書面の場合は、この手引きの45ページに必要事項を記入の上、所轄税務署(※)又は金融機関に提出してください。

※ 内部事務のセンター化の対象となる税務署に郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。

- 既にご利用している方

振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合は、新たに振替納税(変更)の手続が必要です。

※ 転居等により所轄税務署が変わった方については、7ページをご確認ください。

- 口座振替日

令和6年分の所得税等の確定申告分(第3期分)の振替日は、

令和7年4月23日(水)です。

確実に引落しができるように、振替日の前日までに預貯金残高や他の引落しがないか等をご確認ください。なお、振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限りご利用できます。

※ 振替納税をご利用する場合は、領収証書が発行されませんのでご注意ください。

② ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)で納付

事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、所轄税務署(※)に専用の届出書を提出することで、納税者ご自身名義の預貯金口座から即時又は指定した期日に口座引落しにより納付できます。

※ 内部事務のセンター化の対象となる税務署に郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。

③ インターネットバンキングやATMで納付

納付情報を登録又は入力することで、インターネットバンキングやATMから納付できます。

④ クレジットカードで納付

インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払サイト」から納付できます。

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)

⑤ スマートフォンアプリで納付

「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、スマホアプリ決済を利用して納付できます。

※ 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

※ 事前にPay払いの残高のチャージが必要です。

(2) キャッシュレス納付以外

① コンビニエンスストアでQRコードによる納付

国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付できます。

※ 「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※ 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

② 金融機関又は税務署の窓口で現金による納付

金融機関又は所轄税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付できます。

納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。

金融機関に納付書がない場合は、所轄税務署までご連絡ください。

※ 税金の延納について(➡29ページ)

還付金の受取方法

申告書に記入した金融機関の預貯金口座に還付金が振り込まれます(➡30ページ)。

預貯金口座への振込みによることができない場合には、最寄りのゆうちょ銀行各店舗又は郵便局に出向いて受け取る方法もあります。

この専門用語集では、タックスアンサー（よくある質問）で使用されている用語を説明しています。

令和6年4月1日現在法令等

用語一覧	<u>総所得金額等</u>	<u>合計所得金額</u>	<u>同一生計配偶者</u>	<u>控除対象配偶者</u>	<u>老人控除対象配偶者</u>
	<u>源泉控除対象配偶者</u>	<u>扶養親族</u>	<u>控除対象扶養親族</u>	<u>特定扶養親族</u>	<u>老人扶養親族</u>
	<u>同居老親等</u>	<u>国外居住親族</u>			

総所得金額等

次の（1）と（2）の合計額に、退職所得金額（※1）、山林所得金額を加算した金額（※2）です。

（※1） 退職所得金額は、確定申告が不要な場合でも計算に当たって加算する必要があります。

（※2） 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

（1） 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得および雑所得の合計額（損益通算後の金額）

（2） 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、次の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

合計所得金額

次の（1）と（2）の合計額に、退職所得金額（※1）、山林所得金額を加算した金額（※2）です。

（※1） 退職所得金額は、確定申告が不要な場合でも計算に当たって加算する必要があります。

（※2） 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

（1） 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得および雑所得の合計額（損益通算後の金額）

（2） 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、次の繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除



[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#)

/ No.1810 家内労働者等の必要経費の特例

No.1810 家内労働者等の必要経費の特例

[令和6年4月1日現在法令等]

対象税目

所得税

概要

事業所得または雑所得の金額は、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっています。しかし、家内労働者等の場合には、必要経費として55万円まで（令和元年分以前は65万円。以下同じです。）認められる特例があります。

（注）家内労働者等とは、家内労働法に規定する家内労働者や、外交員、集金人、電力量計の検針人のほか、特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人をいいます。

家内労働者等の所得が事業所得または雑所得のどちらかの場合の控除額

実際にかかった経費の額が55万円未満のときであっても、所得金額の計算上必要経費が55万円まで認められます。

家内労働者等に事業所得および雑所得の両方の所得がある場合の控除額

事業所得および雑所得の実際にかかった経費の合計額が55万円未満のときは、上記「家内労働者等の所得が事業所得または雑所得のどちらかの場合の控除額」と同様に必要経費が合計で55万円まで認められます。この場合には、55万円と実際にかかった経費の合計額との差額を、まず雑所得の実際にかかった経費に加えることとなります。

家内労働者等による所得のほか、給与の収入金額がある場合

(1) 給与の収入金額が55万円以上あるときは、この特例は受けられません。

(2) 給与の収入金額が55万円未満のときは、55万円からその給与に係る給与所得控除額を差し引いた残額と、事業所得や雑所得の実際にかかった経費とを比べて高い方がその事業所得や雑所得の必要経費になります。

このため、給与の収入金額から控除する給与所得控除額が55万円以上ある場合（つまり、給与の収入金額が55万円以上ある場合）には、この特例の適用はありません。

対象者または対象物

家内労働者等

注意事項

(1) 特例の必要経費額は、事業所得や公的年金等以外の雑所得の収入金額が限度です。

(2) この特例に該当する所得しかない人で、その年の総収入金額が103万円以下の場合、総所得金額が基礎控除額の48万円以下となりますので、本人に所得税は課されず、また、扶養者の所得税額の計算上、配偶者控除あるいは扶養控除の対象となります。

(注) 令和元年分までは、基礎控除額が38万円となり、家内労働者等の必要経費の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円であることから、その年の総収入金額が103万円以下の場合、総所得金額が基礎控除額の38万円以下となりますので、本人に所得税は課されず、また、扶養者の所得税額の計算上、配偶者控除あるいは扶養控除の対象となります。

なお、控除を受ける扶養者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除は受けられません。

(3) 上記「家内労働者等に事業所得および雑所得の両方の所得がある場合の控除額」、「家内労働者等による所得のほか、給与の収入金額がある場合」に該当する方は、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書」を使用されると便利です。

根拠法令等

所法2、27、35、83、84、措法27、措令18の2

関連リンク

◆パンフレット・手引き

・ 確定申告書等の様式・手引き等

◆各種様式

・ 申告書・申告書付表と税額計算書等 一覧 (申告所得税)

・ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書

◆確定申告書等作成コーナー

画面の案内に沿って金額を入力することによりご自宅等で確定申告書等の作成・提出ができます。

必要な付表や明細書も、入力することで自動的に作成されます。

QAリンク

Q 家内労働者等の事業所得又は雑所得とそれ以外の所得がある場合

お問い合わせ先

個人住民税における寄附金税額控除の対象寄附金

寄附金の区分	所得税		個人住民税
	所得控除	税額控除	
1 国に対する寄附金	○	—	×
2 地方団体に対する寄附金	○	—	○ [ふるさと納税]
3 指定寄付金(公益を目的とする事業を行う法人(国立大学法人等)又は団体に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの)	○	—	○ (※3)
4 特定公益増進法人に対する寄附金	① 独立行政法人	○	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 都道府県・市区町村が 条例で指定すれば ○ </div>
	② 試験研究、病院事業の経営、社会福祉事業の経営及び介護老人保健施設の設定及び管理を主たる目的とする地方独立行政法人	○	
	③ 自動車安全運転センター、日本司法支援助センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社	○	
	④ 公益社団法人・公益財団法人(旧民法34条により設立された法人で科学技術の研究などを行う特定の法人等を含む(平成25年11月までの経過措置))	○ (※1)	
	⑤ 私立学校法人で、学校の設置若しくは学校及び専修学校、若しくは各種学校の設置を主たる目的とする法人	○ (※1)	
	⑥ 社会福祉法人	○ (※1)	
	⑦ 更生保護法人	○ (※1)	
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	○	—	
6 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金(平成25年11月までの経過措置)	○	—	
7 NPO法人に対する寄附金	① 都道府県知事・指定都市市長が認定したNPO法人(※平成23年度改正前は国税庁長官が認定)	○	
	② ①以外のNPO法人	×	—
8 政党等に対する政治活動に関する寄附金	○	○ (※2)	×

(※1) PST要件と同様の要件と情報公開の要件を満たすものに対する寄附金

(※2) 政党及び政治資金団体にに対する寄附金

(※3) 住所地の共同募金会及び日赤支部に対する寄附金

令和5年9月28日

ふるさと納税指定制度に係る総務大臣の指定

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づき、ふるさと納税の対象となる地方団体を以下のとおり指定したので、お知らせいたします。

区分	全団体数	うち指定の申出書 提出団体数	うち指定団体数
都道府県	47	46	46
市区町村	1,741	1,739	1,739
計	1,788	1,785	1,785

※1 指定対象期間：令和5年10月1日～令和6年9月30日

※2 申出書の提出がなかった団体：東京都、兵庫県洲本市、宮崎県都農町

（連絡先）自治税務局市町村税課
担当：鈴木、阿久津、横山
電話：03-5253-5669（直通）

令和6年9月26日

ふるさと納税指定制度に係る総務大臣の指定

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づき、ふるさと納税の対象となる地方団体を以下のとおり指定したので、お知らせいたします。

区分	全団体数	うち指定の申出書 提出団体数	うち指定団体数
都道府県	47	46	46
市区町村	1,741	1,740	1,740
計	1,788	1,786	1,786

※1 指定対象期間：令和6年10月1日～令和7年9月30日

※2 申出書の提出がなかった団体：東京都、兵庫県洲本市

（連絡先）自治税務局市町村税課
担当：長谷川、山西、小林
電話：03-5253-5669（直通）

Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。
iPhone、iPadの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
iPhoneの商標は、アイホン株式会社ライセンスに基づき使用されています。
「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

スマホでの申告書作成要領

裏面

6 その他情報の入力

③ 「住民票等に関する事項の入力」、「計算結果の確認」、「基本情報の入力」、「マイナンバーの入力」と遷移・各画面の案内に従い入力・確認

「e-Tax」による通知
・「1 申告準備」で「マイナンバーカード方式」を選択している方は、「連付金振込通知」などを「e-Tax」で受け取ることができ、
・「計算結果の確認」画面で「e-Tax」で受け取りを希望するかを選択してください

7 申告内容等の確認

⑨ 『帳票表示・印刷』をタップすると、送信前の申告書イメージが表示されるので、内容に誤りがないか確認

⑩ Android: ◀ボタンをタップして元の画面に戻ります
iPhone/iPad: 「戻る」ボタンを閉じて元の画面を開きます
※ここで表示される帳票は送信前の確認用です
次の画面で送信を行ってください

(参考) 保存方法はこちら

「1 申告準備」で【マイナンバーカード方式】を選択した場合
⇒右の「8-1」へ
「1 申告準備」で【ID・パスワード方式】を選択した場合
⇒左下の「8-2」へ

8-1 「マイナンバーカード方式」で送信

⑪ e-Tax 送信の画面が表示されるので、「送信する」をタップ

⑫ 送信前の確認画面が表示されるので、「送信」を実行する

8-2 「ID・パスワード方式」で送信

⑬ 送信結果の内容を確認する

⑭ 送信結果の内容を確認する

8-2 「ID・パスワード方式」で送信

⑭-1 表面2-2で入力した利用者ID・パスワードで「送信」

9 申告書の控え(PDFファイル)の保存

⑮ 「帳票表示・印刷」をタップ

10 入力データ(.data)の保存

⑯ 「入力データの保存」をタップ

11 保存した控えの印刷

⑰ 「入力データの印刷」をタップ

※控えデータの印刷は、任意です

【自宅印刷】
スマホのBluetooth機能などを利用して、プリンタにPDFファイルを送信して印刷
【コンビニ等で印刷】
コンビニ等の有料プリントサービスを利用して印刷

プリントサービスに関する詳しい情報は、こちらのページ下部「申告書の印刷」をご覧ください

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#)

/ No.1310 利息を受け取ったとき(利子所得)

No.1310 利息を受け取ったとき(利子所得)

[令和6年4月1日現在法令等]

対象税目

所得税

概要

利子所得とは、預貯金および公社債の利子ならびに合同運用信託、公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいいます。

所得の金額の計算

利子等の収入金額（源泉徴収される前の金額）が、そのまま利子所得の金額となります。

税額の計算方法

利子所得は、原則として、その支払を受ける際、利子所得の金額に一律15.315パーセント（他に地方税5パーセント）の税率を乗じて算出した所得税・復興特別所得税が源泉徴収され、これにより納税が完結する源泉分離課税の対象となり、確定申告をすることはできません。

ただし、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等（注）の利子等については、その支払を受ける際に税率15.315パーセント（他に地方税5パーセント）により所得税・復興特別所得税が源泉徴収されるとともに、税率15.315パーセント（他に地方税5パーセント）の申告分離課税の対象となりますが、確定申告しないことも選択できます。

なお、確定申告においてこれらのいずれかを選択した後は、修正申告や更正の請求において、この選択を変更することはできません。

（注）特定公社債等とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債や公社債投資信託などをいいます。

また、特定公社債以外の公社債の利子のうち、平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる一定の株主およびその親族等が支払を受けるものは、総合課税の対象となります。

そして、令和3年4月1日以後に支払いを受けるべき同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人（法人との間に発行済株式等の50パーセント超の保有関係がある個人等）およびその親族等が支払を

受けるものも総合課税の対象となります。（注1）平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払を受ける利子等については、所得税とともに所得税の額の2.1パーセントの復興特別所得税が源泉徴収されます。

（注2）平成25年から令和19年までの各年分は、復興特別所得税として基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）の2.1パーセントを所得税と併せて申告・納付することになります。

（注3）特定公社債等の利子等を含む上場株式等の配当等の課税関係については、[コード1331「上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度」](#)を参照してください。

利子所得の非課税制度

利子所得には、次のような非課税制度があります。

（1）障害者等の少額貯蓄非課税制度

[詳細はこちら](#)

この非課税制度には、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（いわゆるマル優）、障害者等の少額公債の利子の非課税制度（いわゆる特別マル優）があり、それぞれの元本の額が350万円までの利子等について非課税とされます。

これらの制度を利用できる人は、国内に住所を有する個人で、身体障害者手帳の交付を受けている人、遺族年金を受け取ることができる妻である人など、一定の要件に該当する人に限られています。

なお、障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度は、郵政民営化に伴い廃止されました。

ただし、郵政民営化前に非課税の適用を受けて預入された一定の郵便貯金の利子については、満期（または解約）までの間、引き続き非課税とされています。

（注）郵政民営化後（平成19年10月1日以後）においては、郵便貯金の利子については、障害者等のマル優の適用対象とされています。

（2）勤労者財産形成住宅貯蓄および勤労者財産形成年金貯蓄の利子非課税制度

勤労者財産形成促進法に基づくいわゆる[財形住宅貯蓄](#)、[財形年金貯蓄](#)について、両方の貯蓄の元本の額の合計が550万円までの利子等について非課税とされます。

この制度を利用できる人は、勤労者財産形成促進法に規定する勤労者で一定の要件に該当する人に限られています。

非課税とされる利子

納税貯蓄組合預金の利子、納税準備預金の利子やいわゆる子供銀行の預貯金等の利子については、非課税とされています。

根拠法令等

所法9、10、23、181、182、郵政民営化整備法附則97、措法3、3の4、4～4の3、5、8の4、8の5、9の3の2、財形法2、6、納税貯蓄組合法8、復興財確法13、28、平成25改正法附則19、令和3改正法附則16

関連リンク

◆パンフレット・手引き

・[確定申告書等の様式・手引き等](#)

◆各種様式



[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#)

/ No.1331 上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度

No.1331 上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度

[令和6年4月1日現在法令等]

対象税目

所得税

概要

上場株式等の配当等（一定の大口株主等が受ける上場株式等の配当等を除きます。以下同じです。）については、総合課税に代えて申告分離課税を選択することができます。

なお、上場株式等の配当等を申告する場合には、その申告する上場株式等の配当等の全額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することになります（総合課税を選択した場合については、[コード1330「配当金を受け取ったとき\(配当所得\)」](#)を参照してください。）。

また、申告分離課税の税率は、20.315パーセント（所得税および復興特別所得税15.315パーセント、地方税5パーセント）の税率が適用されます。

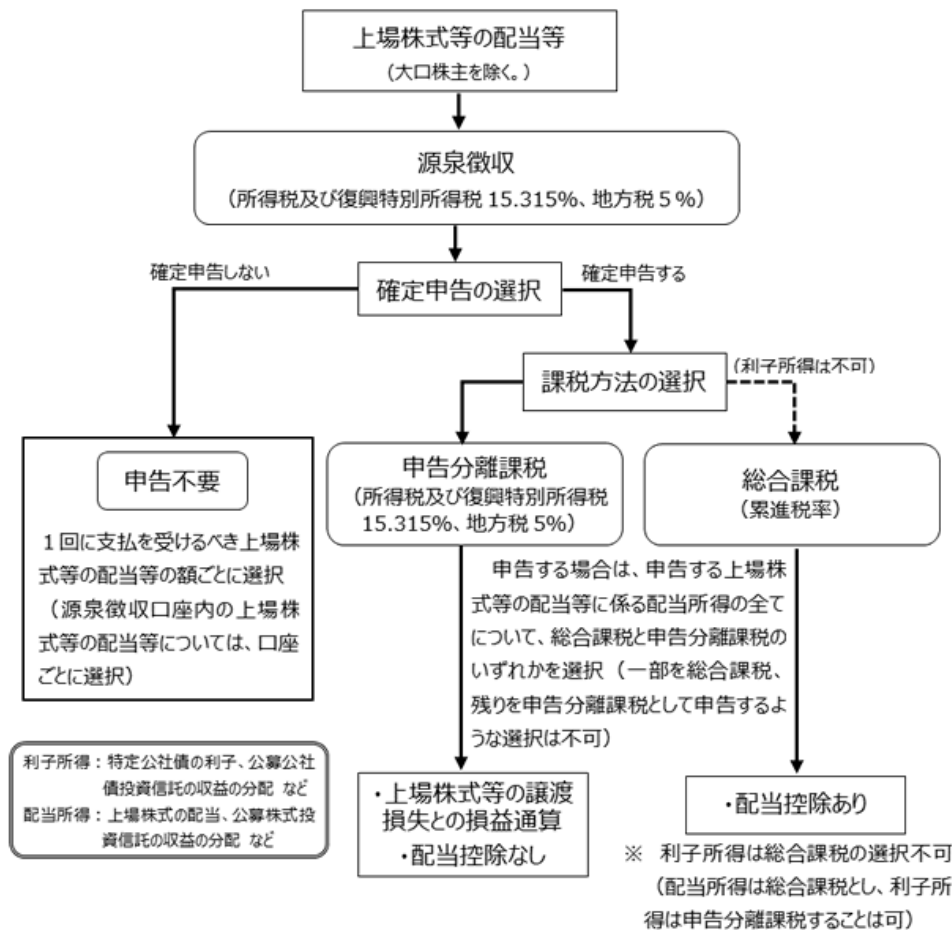
（注1）平成25年から令和19年の各年分の確定申告においては、所得税と復興特別所得税（原則として、その年分の基準所得税額の2.1パーセント）を併せて申告・納税することになります。

（注2）平成28年以後に支払を受ける特定公社債等の利子等を申告する場合には、その利子の金額は、すべて、上記の税率による申告分離課税の対象とされますが、確定申告不要制度により申告しないこともできます。

（注3）大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等は、総合課税の対象となり、申告分離課税や確定申告不要制度（少額配当である場合を除きます。）を選択することはできません。なお、令和5年10月1日以後に支払われる上場株式等の配当等については、その支払いを受ける方およびその支払いを受ける方を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合（株式等保有割合）が3パーセント以上となる場合、その支払われる配当等については、大口株主等と同様、総合課税の対象となります。

内容

上記「概要」の内容を含め、平成28年以後の上場株式等の配当等の課税関係は、以下の図のとおりとなります。



(注1) 確定申告において上記のいずれかを選択した場合は、その後、修正申告や更正の請求において、その選択を変更することはできません。

(注2) 大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等は、総合課税の対象となり、申告分離課税や確定申告不要制度（少額配当である場合を除きます。）を選択することはできません。なお、令和5年10月1日以後に支払われる上場株式等の配当等については、その支払いを受ける方およびその支払いを受ける方を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合（株式等保有割合）が3パーセント以上となる場合、その支払われる配当等については、大口株主等と同様、総合課税の対象となります。

上場株式等の配当等（大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等を除きます。）の源泉徴収

15.315パーセント（他に地方税5パーセント）の税率により所得税および復興特別所得税の源泉徴収が行われます。

なお、大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等は、20.42パーセントの税率により所得税および復興特別所得税の源泉徴収が行われます。

(注) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払を受ける配当等については所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。

配当控除の適用

申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得については、配当控除の適用はありません。

上場株式等に係る譲渡損失がある場合

上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合またはその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち、前年以前で控除されていないものがある場合には、一定の要件の下、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等の金額

から控除することができます（当該上場株式等の配当所得等の金額を限度とします。）。

その他

上場株式等の配当等に関する課税関係の主な部分を整理すると、次のとおりです。

	確定申告をする		確定申告をしない (確定申告不要制度適用)
	総合課税を選択	申告分離課税を選択	
借入金利子の控除	あり	あり	なし
税率	累進税率	所得税 15.315% 地方税 5%	
配当控除	あり(※1)	なし	なし
上場株式等の譲渡損失との損益通算	なし	あり	なし
扶養控除等の判定	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれる (※2)	合計所得金額に含まれない

(注) 平成25年から令和19年の各年分の確定申告においては、所得税と復興特別所得税（原則として、その年分の基準所得税額の2.1パーセント）を併せて申告・納税することになります。

※1 外国法人から受ける配当等、特定目的信託に係る配当等、特定目的会社から支払を受ける配当等、投資法人から支払を受ける配当等、特定受益証券発行信託の収益の分配に係る配当等などは、配当控除の対象となりません。詳しくは、[コード1250「配当所得があるとき\(配当控除\)」](#)を参照してください。

※2 上場株式等に係る譲渡損失と申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得との損益通算の特例の適用を受けている場合にはその適用後の金額、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合にはその適用前の金額になります。

根拠法令等

所法24、措法8の4、9、9の3、37の12の2、復興財確法13、28

関連リンク

◆パンフレット・手引き

- ・ [確定申告書等の様式・手引き等](#)
- ・ [株式等をお売りになった場合](#)

◆各種様式

- ・ [申告書・申告書付表と税額計算書等 一覧（申告所得税）](#)

◆確定申告書等作成コーナー

画面の案内に沿って金額を入力することによりご自宅等で確定申告書等の作成・提出ができます。必要な付表や明細書も、入力することで自動的に作成されます。

◆関連する質疑応答事例《所得税》

- ・ [確定申告で申告しなかった上場株式等の利子及び配当を修正申告により申告することの可否](#)

関連コード



[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#)

/ No.1211-1 住宅の新築等をし、令和4年以降に居住の用に供した場合（住宅借入金等特別控除）

No.1211-1 住宅の新築等をし、令和4年以降に居住の用に供した場合（住宅借入金等特別控除）

[令和6年4月1日現在法令等]

対象税目

所得税

概要

個人が住宅ローン等を利用して、マイホームの新築、取得または増改築等（以下「取得等」といいます。）をし、令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に自己の居住の用に供したときは、一定の要件の下、その取得等に係る住宅ローン等の年末残高の合計額等を基として計算した金額を、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除（住宅借入金等特別控除）することができます。この特例は、以下のとおり、住宅等の区分および居住年に応じて、借入限度額や控除期間が異なります。

なお、このコードでは、住宅を新築または建築後使用されたことのないものの取得（以下「新築等」といいます。）した場合の内容について説明しています。

※以下の表は住宅を新築等した場合の借入限度額、控除期間等となります。

区分	居住年			
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
認定住宅等	認定長期優良住宅	5,000万円 【13年間】	4,500万円【13年間】	4,500万円 【13年間】
	認定低炭素住宅		※特例対象個人（子育て世帯・若者夫婦世帯） 5,000万円【13年間】	
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円 【13年間】	3,500万円【13年間】 ※特例対象個人（子育て世帯・若者夫婦世帯） 4,500万円【13年間】	3,500万円 【13年間】
	省エネ基準適合住宅	4,000万円 【13年間】	3,000万円【13年間】 ※特例対象個人（子育て世帯・若者夫婦世帯） 4,000万円【13年間】	3,000万円 【13年間】
その他の住宅	3,000万円 【13年間】	0万円（2,000万円） 【10年間】（注）		
控除率	全期間 一律 0.7%			
所得要件	合計所得金額 2,000万円以下 （特例居住用家屋・特例認定住宅等 ⇒ 1,000万円以下）			
床面積要件	50㎡以上 （特例居住用家屋・特例認定住宅等 ⇒ 40㎡以上50㎡未満）			

（注）新築等のその他の住宅のうち、令和5年12月31日までに建築確認を受けたものまたは令和6年6月30日までに建築されたものは、借入限度額を2,000万円として10年間の控除が受けられます。ただし、特例居住用家屋に該当する場合は、令和5年12月31日までに建築確認を受けたものが対象となります。

個人が住宅ローン等を利用してマイホームの新築等をし、令和3年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合についての情報や一定の期間内に住宅の取得等に係る契約を締結し令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合についての情報は、[コード1212「一般住宅の新築等をした場合\(住宅借入金等特別控除\)」](#)または[コード1213「認定住宅の新築等をした場合\(住宅借入金等特別控除\)」](#)を参照してください。

また、各用語の説明については次の[「用語の説明」](#)を、特例の要件については下記「[控除の適用を受けるための要件](#)」を、それぞれ参照してください。

用語の説明

種類	説明
認定住宅	認定長期優良住宅および認定低炭素住宅をいいます。
認定長期優良住宅	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当するものとして証明がされたものをいいます。
認定低炭素住宅	都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素建築物に該当する家屋および同法の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当するものとして証明がされたものをいいます。
ZEH水準省エネ住宅	認定住宅以外の家屋でエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋（断熱等性能等級5以上および一次エネルギー消費量等級6以上の家屋）に該当するものとして証明がされたものをいいます。
省エネ基準適合住宅	認定住宅およびZEH水準省エネ住宅以外の家屋でエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋（断熱等性能等級4以上および一次エネルギー消費量等級4以上の家屋）に該当するものとして証明がされたものをいいます。
認定住宅等	認定住宅、ZEH水準省エネ住宅および省エネ基準適合住宅をいいます。
小規模居住用家屋	床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満の居住用家屋をいいます。
特例居住用家屋	小規模居住用家屋で令和5年12月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を受けた居住用家屋をいいます。
特例認定住宅等	小規模居住用家屋で令和6年12月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を受けた認定住宅等をいいます。
その他の住宅	認定住宅等に該当しない住宅をいいます。
特例対象個人	個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者または年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいいます。 (注) 年齢または配偶者もしくは扶養親族に該当するかどうかの判定は、令和6年12月31日（これらの方が年の途中で死亡した場合には、その死亡の時）の現状によります。

災害に関する措置

災害によりマイホームが被害を受けた場合は、一定の要件の下、以下の特例の適用を受けることができますので、それぞれのリンク先を参照してください。

- 災害により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について居住できなくなった場合
・ [コード8013「災害を受けたときの住宅借入金等特別控除の適用期間の特例等」](#)
- 東日本大震災によって（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について居住できなくなった場合
・ [東日本大震災により被害を受けられた個人の方へ](#)
- 東日本大震災の被災者の住宅の再取得等の場合
・ [東日本大震災に関する税制上の追加措置について（所得税関係）](#)
・ [東日本大震災に関する税制上の追加措置について\(平成24年度及び平成25年度の税制改正による所得税\(譲渡所得関係を除く\)の追加措置\)](#)

対象者または対象物

対象者

住宅ローン等を利用してマイホームの新築等をした方

控除の適用を受けるための要件

個人が住宅を新築等した場合で、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができるのは、次の要件を満たすときです。

共通の適用要件

次のすべての要件を満たす必要があります。

番号	適用要件
1	住宅の新築等の日から6か月以内に居住の用に供していること。
2	この特別控除を受ける年分の12月31日まで引き続き居住の用に供していること。 (注) 個人が死亡した日の属する年にあつては、同日まで引き続き住んでいること。
3	次の(1)または(2)のいずれかに該当すること。 (1) 下記(2)以外の場合 イ 住宅の床面積(注1)が50平方メートル以上であり、かつ、床面積の2分の1以上を専ら自己の居住の用に供していること。 ロ この特別控除を受ける年分の合計所得金額が、2,000万円以下であること。 (2) 特例居住用家屋または特例認定住宅等の場合 イ 住宅の床面積(注1)が40平方メートル以上50平方メートル未満であり、かつ、床面積の2分の1以上を専ら自己の居住の用に供していること。 ロ この特別控除を受ける年分の合計所得金額が、1,000万円以下であること。
4	10年以上にわたり分割して返済する方法になっている新築等のための一定の借入金または債務(住宅とともに取得するその住宅の敷地の用に供される土地等の取得のための借入金等を含みます。)があること(注2)。
5	2以上の住宅を所有している場合には、主として居住の用に供すると認められる住宅であること。
6	居住年およびその前2年の計3年間に次に掲げる譲渡所得の課税の特例の適用を受けていないこと。 (1) 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法31の3①) (2) 居住用財産の譲渡所得の特別控除(措法35①) (注) 被相続人の居住用財産の譲渡所得の特別控除(措法35③)により適用する場合を除きます。 (3) 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法36の2) (4) 財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法36の5) (5) 既存市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例(措法37の5)
7	居住年の翌年以後3年以内に居住した住宅(住宅の敷地を含みます。)以外の一定の資産を譲渡し、当該譲渡について上記6に掲げる譲渡所得の課税の特例を受けていないこと。 (注) 一定の資産を譲渡したことにより上記6に掲げるいずれかの特例の適用を受ける場合において、その資産を譲渡した年の前3年分の所得税について住宅借入金等特別控除を受けているときは、当該譲渡をした日の属する年分の所得税の確定申告期限までにその前3年分の所得税について修正申告書または期限後申告書を提出し、かつ、当該確定申告期限までに当該修正申告書または期限後申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならないこととされています。
8	住宅の取得(その敷地の用に要する土地等の取得を含みます。)は、その取得時および取得後も引き続き生計を一にする親族や特別な関係のある者からの取得でないこと。
9	贈与による住宅の取得でないこと。

(注1) 床面積の判断基準は、次のとおりです。

- 床面積は、登記簿に表示されている床面積により判断します。
- マンションの場合は、階段や通路など共同で使用している部分(共有部分)については床面積に含めず、登記簿上の専有部分の床面積で判断します。
- 店舗や事務所などと併用になっている住宅の場合は、店舗や事務所などの部分も含めた建物全体の床面積によって判断します。
- 夫婦や親子などで共有する住宅の場合は、床面積に共有持分を乗じて判断するのではなく、ほかの人の共有持分を含めた建物全体の床面積によって判断します。

ただし、マンションのように建物の一部を区分所有している住宅の場合は、その区分所有する部分(専有部分)の床面積によって判断します。

(注2) 一定の借入金または債務とは、例えば銀行等の金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、勤務先などからの借入金や独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、建設業者などに対する債務です。ただし、勤務先からの借入金の場合には、無利子または0.2パーセントに満たない利率による借入金はこの特別控除の対象となる借入金には該当しません。また、親族や知人からの借入金はすべて、この特別控除の対象となる借入金には該当しません。

詳しくは、[コード1225「住宅借入金等特別控除の対象となる住宅ローン等」](#)を参照してください。

住宅等の区分に応じた適用要件

認定住宅等については、その区分に応じて次の適用要件を満たす必要があります。

認定住宅等の区分	適用要件
認定長期優良住宅	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第11条第1項に規定する認定長期優良住宅に該当するものであることにつき証明がされたものであること。
低炭素建築物	都市の低炭素化の促進に関する法律第2条第3項に規定する低炭素建築物に該当することにつき証明がされたものであること。
低炭素建築物とみなされる特定建築物	都市の低炭素化の促進に関する法律第16条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第12条に規定する認定集約都市開発事業により整備された特定建築物に該当することにつきその個人の申請に基づきその家屋の所在地の市町村長または特別区の区長により証明されたものであること。
ZEH水準省エネ住宅	エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものであることにつき証明がされたものであること。
省エネ基準適合住宅	エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものであることにつき証明がされたものであること。

居住年が令和6年または令和7年である場合のその他の住宅の新築等である場合の適用要件

居住年が令和6年または令和7年である場合のその他の住宅の新築等については、以下の適用要件を満たす必要があります。

その他の住宅の区分	適用要件
下記以外のその他の住宅 (床面積が50平方メートル以上)	次のいずれかを満たすこと。 イ 令和5年12月31日までに建築確認を受けているものであること。 ロ 令和6年6月30日までに建築されたものであること。
特例居住用家屋に該当するもの (床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満)	令和5年12月31日までに建築確認を受けているものであること。

居住年が令和6年または令和7年である場合の特例認定住宅等の新築等である場合の適用要件

居住年が令和6年または令和7年である場合の特例認定住宅等の新築等については、以下の適用要件を満たす必要があります。

認定住宅等の区分	適用要件
特例認定住宅等に該当するもの (床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満)	令和6年12月31日までに建築確認を受けているものであること

計算方法・計算式

住宅借入金等特別控除の控除期間および控除額の計算方法

住宅借入金等特別控除の控除額は、住宅ローン等の年末残高の合計額（住宅の取得等の対価の額または費用の額（注1、2）が住宅ローン等の年末残高の合計額よりも少ないときは、その取得等の対価の額または費用の額。以下「年末残高等」といいます。）を基に、居住の用に供した年分の計算方法により算出します（100円未満の端数金額は切り捨てます。）。

(注1) 住宅の取得等に関し、補助金等（国または地方公共団体から交付される補助金または給付金その他これらに準ずるものをいいます。以下同じです。）の交付を受ける場合（平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結する場合に限り、以下同じです。）には、その補助金等の額を控除します。

(注2) 住宅の取得等の際して住宅取得等資金の贈与を受け、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」（措法70の2）または「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（措法70の3）（以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）を適用した場合には、その適用を受けた住宅取得等資金の額を控除します。

住宅の区分		居住の用に供した年	控除期間	各年の控除額の計算（控除限度額）
認定住宅等	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	令和4年・令和5年	13年	年末残高等×0.7%（35万円）
		令和6年	13年	年末残高等×0.7%（31.5万円）（注1）
		令和7年	13年	年末残高等×0.7%（31.5万円）
	ZEH水準省エネ住宅	令和4年・令和5年	13年	年末残高等×0.7%（31.5万円）
		令和6年	13年	年末残高等×0.7%（24.5万円）（注2）
		令和7年	13年	年末残高等×0.7%（24.5万円）
	省エネ基準適合住宅	令和4年・令和5年	13年	年末残高等×0.7%（28万円）
		令和6年	13年	年末残高等×0.7%（21万円）（注3）
		令和7年	13年	年末残高等×0.7%（21万円）
その他の住宅	令和4年・令和5年	13年	年末残高等×0.7%（21万円）	
	令和6年・令和7年	0年 （注4）	年末残高等×0.7%（0万円）（注4）	

(注1) 特例対象個人が控除を受ける場合には、控除限度額が35万円になります。

(注2) 特例対象個人が控除を受ける場合には、控除限度額が31.5万円になります。

(注3) 特例対象個人が控除を受ける場合には、控除限度額が28万円になります。

(注4) 新築等のその他の住宅のうち、令和5年12月31日までに建築確認を受けたものまたは令和6年6月30日までに建築されたものは、控除限度額が14万円として10年間の控除が受けられます。ただし、特例居住用家屋に該当する場合は、令和5年12月31日までに建築確認を受けたものが対象となります。

手続き

申告等の方法

住宅借入金等特別控除の適用を受けるための手続は、控除を受ける最初の年分と2年目以後の年分とは異なります。

(1) 控除を受ける最初の年分

控除を受ける最初の年分は、必要事項を記載した確定申告書に、下記の「提出書類等」に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる書類を添付して、納税地（原則として住所地）の所轄税務署長に提出する必要があります。

(注1) 給与所得のある方について、平成31年4月1日以後、給与所得の源泉徴収票は、確定申告書への添付または確定申告書を提出する際の提示が不要となりました。ただし、確定申告書を作成する際には引き続き給与所得の源泉徴収票が必要となりますので、税務署等へお越しになる際には忘れずにお持ちください。

(2) 2年目以後

2年目以後の年分は、必要事項を記載した確定申告書に下記の「提出書類等」の「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」（付表が必要な場合は付表を含みます。）のほか、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（電磁的記録印刷書面を含みます。2か所以上から交付を受けている場合は、そのすべての証明書をいいます。以下同じです。）を添付することで特別控除の適用を受けることができます。

また、給与所得者は、控除を受ける最初の年分については、上記（1）のとおり、確定申告書を提出する必要がありますが、2年目以後の年分は、年末調整でこの特別控除の適用を受けることができます。

この場合、税務署から送付される「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書兼給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」と「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を勤務先に提出する必要があります。

申告先等

所轄税務署または勤務先

提出書類等

確定申告書に次の書類を添えて提出してください。

共通の提出書類

1	「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」 ※ 連帯債務がある場合は「（付表）連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」も必要です。
2	金融機関等から交付された「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（注3）
3	家屋の「登記事項証明書」（注1）などで床面積が50平方メートル以上（特例居住用家屋または特例認定住宅等の場合は、40平方メートル以上50平方メートル未満）であることを明らかにする書類
4	家屋の「工事請負契約書」または家屋の「売買契約書」の写しなどで家屋の取得対価の額を明らかにする書類
5	<土地の購入に係る住宅借入金等について控除を受ける場合> (1) 土地の「登記事項証明書」（注1、2）などで敷地の取得年月日を明らかにする書類 (2) 土地の売買契約書の写しなど土地の取得対価の額を明らかにする書類
6	<国または地方公共団体等から補助金等の交付を受けた場合> 市区町村からの補助金決定通知書などの補助金等の額を証する書類
7	<住宅取得等資金の贈与の特例（措法70の2、70の3）を受けた場合> 贈与税の申告書など住宅取得等資金の額を証する書類の写し

（注1）「登記事項証明書」については、計算明細書への「不動産番号」の記載または「登記事項証明書」の写しの添付に代えることができます。

（注2）マンションなどで家屋の「登記事項証明書」に敷地権の表示がある場合は、家屋の「登記事項証明書」でも差し支えありません。

（注3）敷地の購入に係る住宅借入金等が次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、それぞれに掲げる書類の提出が必要になります。

（1） 家屋の新築の日前2年以内に購入したその家屋の敷地の購入に係る住宅借入金等であるときは、次のイまたはロの別に応じてそれぞれに掲げる書類

イ 金融機関、地方公共団体または貸金業者からの借入金

家屋の登記事項証明書などで、家屋に一定の抵当権が設定されていることを明らかにする書類（上記表の3の書類により明らかにされている場合は不要です。）

ロ 上記以外の借入金

家屋の登記事項証明書などで、家屋に一定の抵当権が設定されていることを明らかにする書類（上記表の3の書類により明らかにされている場合は不要です。）または貸付けもしくは譲渡の条件に従って一定期間内に家屋が建築されたことをその貸付けをした者もしくはその譲渡の対価に係る債権を有する者が確認した旨を証する書類

（2） 家屋の新築の日前に3か月以内の建築条件付きで購入したその家屋の敷地の購入に係る住宅借入金等であるとき

敷地の分譲に係る契約書の写しなどで、契約において3か月以内の建築条件が定められていることなどを明らかにする書類（上記表の3の書類により明らかにされている場合は不要です。）

(3) 家屋の新築の日前に一定期間内の建築条件付きで購入したその家屋の敷地の購入に係る住宅借入金等であるとき

敷地の分譲に係る契約書の写しなどで、契約において一定期間内の建築条件が定められていることなどを明らかにする書類（上記表の3の書類で明らかにされている場合は不要です。）

※ 「調書方式」に対応した金融機関から借入れを行い、適用申請書を提出している方は、一部の提出書類が異なります。詳しくは、令和6年12月中旬頃に掲載する予定の「令和6年分住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（新築・購入用）」をご覧ください。

(参考)「調書方式」に対応した金融機関の一覧はこちら

住宅等の区分に応じた提出書類

上記の「共通の提出書類」に加えて、認定住宅等の区分に応じた書類の提出が必要となります。

認定住宅等の区分	提出書類
認定長期優良住宅	イ 都道府県または市区町村等の長期優良住宅建築等計画等の「認定通知書」の写し（※1） ※1 計画の変更の認定があった場合には「変更認定通知書」の写し、認定計画実施者の地位の承継があった場合には「認定通知書」および「承認通知書」の写し ロ 市区町村の「住宅用家屋証明書」(注1)（認定長期優良住宅に該当する旨などの記載があるもの）もしくはその写し、または建築士等（※）が発行した「認定長期優良住宅建築証明書」（※2） ※2 「認定通知書」の区分が既存である場合は、ロの書類は不要となります。
低炭素建築物	イ 都道府県または市区町村等の低炭素建築物新築等計画の「認定通知書」の写し ※ 計画の変更の認定があった場合には「変更認定通知書」の写し ロ 市区町村の「住宅用家屋証明書」(注1)（認定低炭素住宅に該当する旨などの記載があるもの）もしくはその写し、または建築士等（※）が発行した「認定低炭素住宅建築証明書」
低炭素建築物とみなされる特定建築物	市区町村の「住宅用家屋証明書（特定建築物用）」(注2)
ZEH水準省エネ住宅	建築士等（※）が発行した「住宅省エネルギー性能証明書」（注3）または登録住宅性能評価機関の「建設住宅性能評価書」の写し （断熱等性能等級に係る評価が等級5以上および一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6以上であるもの）
省エネ基準適合住宅	建築士等（※）が発行した「住宅省エネルギー性能証明書」（注3）または登録住宅性能評価機関の「建設住宅性能評価書」の写し （断熱等性能等級に係る評価が等級4以上および一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4以上であるもの）

※「建築士等」とは、一級建築士、二級建築士または木造建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関および住宅瑕疵担保責任保険法人をいいます。

(注1) 「住宅用家屋証明書」については、昭和59年5月22日付建設省通知（「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」）で様式が定められており、措法41①および二の規定する認定長期優良住宅および低炭素建築物の添付資料のほか、特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減（措法74）や認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減（措法74の2）の適用を受ける場合の添付書類としても使用されています。

(注2) 「住宅用家屋証明書（特定建築物用）」については、平成25年8月8日付国交省通知（「認定集約都市開発事業により特定建築物を整備した場合の住宅ローン税額控除の特例に係る市町村長の証明事務の実施について」）で様式が定められており、措法41②に規定する低炭素住宅とみなされる特定建築物の添付書類としても使用されています。

(注3) 「住宅省エネルギー性能証明書」については、令和4年3月31日国交省告示第455号で様式が定められており、措法41③および四に規定する特定エネルギー消費性能向上住宅（ZEH水準省エネ住宅）およびエネルギー消費性能向上住宅（省エネ基準適合住宅）の添付書類としても使用されています。

(注4) 居住年が令和6年で認定住宅等の新築等をし、「特例対象個人」に該当する場合で、その要件の対象となる配偶者または扶養親族の全てが非居住者であるときは、配偶者に係る親族関係書類またはいずれかの扶養親族に係る親族関係書類および送金関係書類を提出する必要があります。ただし、給与等（公的年金等）の源泉徴収や年末調整の際に提出し、または提示した書類については、提出不要です。

<参考> 「ZEH水準省エネ住宅」および「省エネ基準適合住宅」の添付書類の取得時期等（新築住宅）

居住の用に供した日	提出書類	
	住宅省エネルギー性能証明書	建設住宅性能評価書
令和4年1月1日 ～令和5年3月31日	令和5年4月1日前に証明のための家屋の調査が終了したもの	令和5年4月1日前に評価されたもの
令和5年4月1日 ～令和7年12月31日	家屋の取得の日前に証明のための家屋の調査が終了したもの	家屋の取得の日前に評価されたもの

居住年が令和6年または令和7年である場合のその他の住宅の場合の提出書類

居住年が令和6年または令和7年である場合のその他の住宅については、以下の書類の提出も必要になります。

その他の住宅の区分	提出書類
下記以外のその他の住宅 (床面積が50平方メートル以上)	次に掲げるいずれかの書類 イ 建築基準法に規定する確認済証の写しまたは検査済証の写し（令和5年12月31日以前に建築確認を受けたことを証するものに限ります。） ロ 家屋の登記事項証明書（その家屋が令和6年6月30日以前に建築されたことを証するものに限る。） (注)
特例居住用家屋に該当するもの (床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満)	建築基準法に規定する確認済証の写しまたは検査済証の写し (令和5年12月31日以前に建築確認を受けたことを証するものに限ります。)

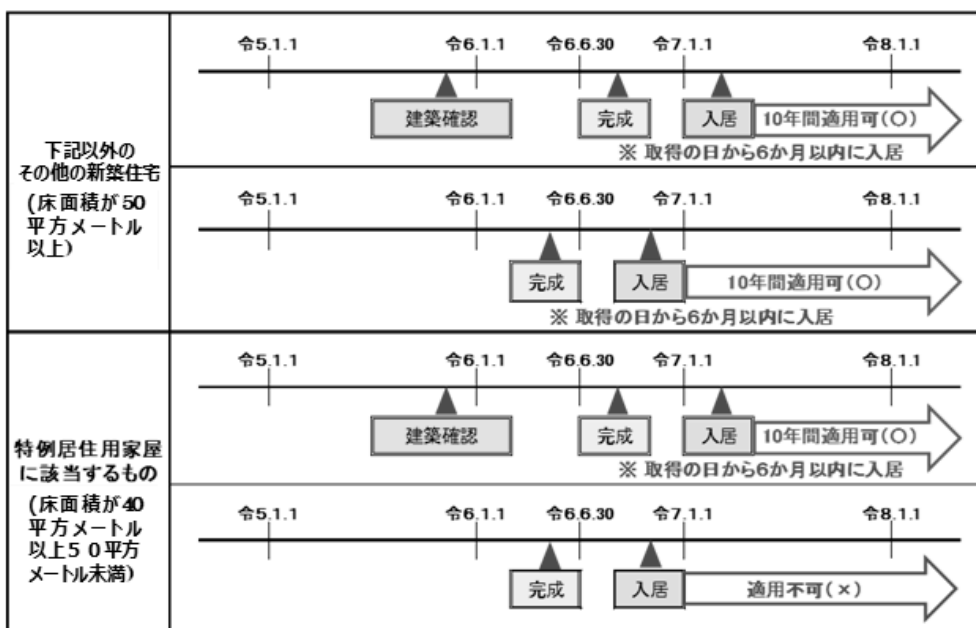
(注) 「登記事項証明書」については、計算明細書への「不動産番号」の記載または「登記事項証明書」の写しの添付に代えることができます。

居住年が令和6年または令和7年である場合の特例認定住宅等の新築等である場合の提出書類

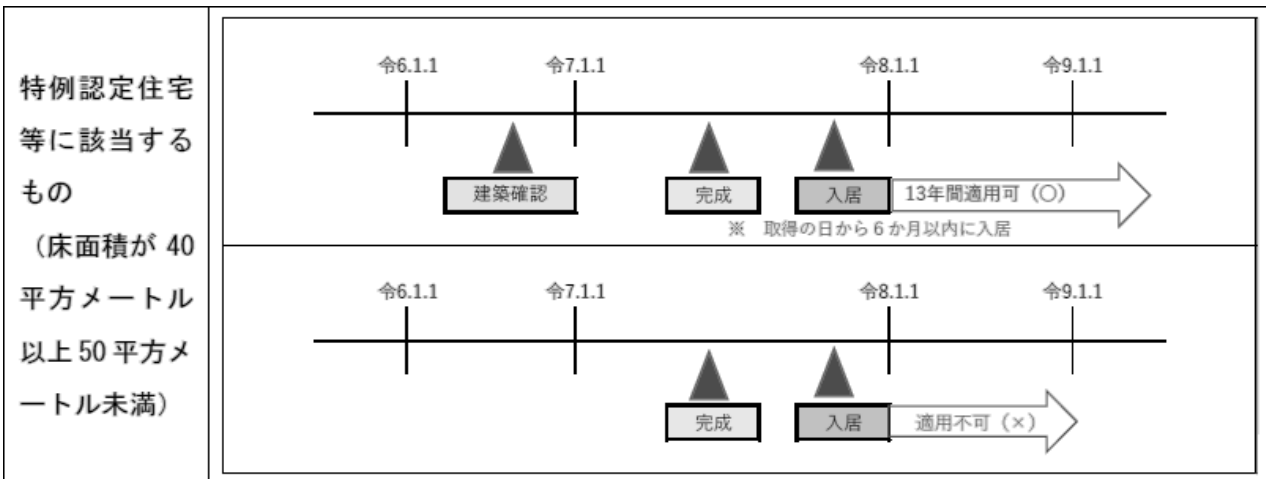
居住年が令和6年または令和7年である場合の特例認定住宅等の新築等については、以下の書類の提出も必要になります。

認定住宅等の区分	提出書類
特例認定住宅等に該当するもの (床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満)	建築基準法に規定する確認済証の写しまたは検査済証の写し (令和6年12月31日以前に建築確認を受けたことを証するものに限ります。)

<参考> 居住年が令和6年または令和7年である場合のその他の住宅の住宅ローン控除のイメージ



<参考> 居住年が令和6年または令和7年である場合の特例認定住宅等の新築等の住宅ローン控除のイメージ



登記事項証明書について

<登記事項証明書の添付省略について>

土地・建物の登記事項証明書については、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」に不動産番号を記載することなどにより、その添付を省略することができます。

注意事項

給与所得者の2年目以後の住宅借入金等特別控除の適用を含む令和2年分以後の年末調整手続については、電子化に向けた施策を実施しています。詳しくは「[年末調整手続の電子化に向けた取組について](#)」をご覧ください。

根拠法令等

措法41、41の2、41の2の2、措令26、26の2、措規18の21、18の23、措通41-10～12、41-23、震災特例法13、13の2、平28改正法附則76、平29改正法附則55、令4改正附則34

関連リンク

◆パンフレット・手引き

・ [確定申告書等の様式・手引き等](#)

◆各種様式

・ [申告書・申告書付表と税額計算書等 一覧 \(申告所得税\)](#)
・ [\(特定増改築等\)住宅借入金等特別控除額の計算明細書](#)

◆確定申告書等作成コーナー

画面の案内に沿って金額を入力することによりご自宅等で確定申告書等の作成・提出ができます。

必要な付表や明細書も、入力することで自動的に作成されます。

◆ [関連する質疑応答事例《所得税》](#) ▼ひらく

国民健康保険 医療費のお知らせ（医療費通知）

医療費のお知らせ（医療費通知）は、医療費の総額等をお知らせすることにより、ご自身の健康と医療に関する理解を深めていただくほか、保険医療機関等から請求された医療費が、保険料を財源とする収入より適正に支出されたかを皆様にも確認していただくことを目的としてお送りするものです。（本通知を受け取ったことによる手続きはありません）

この通知に、国民健康保険で受診された保険診療による医療費の総額（10割）のほか、受診者名、受診年月、受診した医療機関等を記載して、加入者ごと（15歳未満の方のあて名には「保護者あて」と併記）に送付します。通知の発送を希望されない場合は、国保・年金課保険給付までお申し出ください。

令和元年度発送分から、確定申告時の医療費控除に対応した通知をお送りしていますが、医療機関等からの請求が遅れている場合など、医療費通知に記載されない医療費があるケースもあるため、**医療機関等の領収書は大事に保管してください。**

通知の送付日

令和6年2月2日

（補足）令和5年12月末時点で世田谷区国民健康保険に加入されている方にお送りします。

対象の受診期間

令和4年11月から令和5年10月までの保険診療分（1年分）

通知の内容

1. 受診年月
2. 受診者名
3. 医療機関等の名称
4. 入院・通院・歯科・調剤・訪看・柔整の別
5. 入院・通院の日数
6. 医療費の額
7. 支払った医療費（自己負担相当額）
8. 入院時食事療養費
9. 入院時食事負担額

マイナポータルで医療費通知情報の閲覧ができます

マイナポータルで令和3年9月診療分以降の医療費通知情報が閲覧できるようになりました。

毎月11日に前々月診療分の医療費通知情報が更新されます。1年間分の医療費通知情報は例年、原則2月9日に申告年分の1月から12月までの情報が一括で取得可能となります。

詳しくは[マイナポータル](#) をご覧ください。

（注意）

- マイナポータルに記載の医療費通知情報には、接骨院などの柔道整復等の療養費は含まれません。
- 医療費通知情報の作成時点等の違いにより、当区作成の医療費通知に記載された医療費情報と異なる場合があります。

保険料の計算方法

保険料には、加入者の所得に応じて負担する所得割額と、加入者一人ひとりが均等に負担する均等割額があり、合算したものが健康保険料になります。また、所得割額の料率や均等割額、世帯の最高限度額については、年度ごとに見直しされます。

なお、お支払いは納付義務は住民票上の世帯主にあり、住民票上の世帯内の加入者分を合算してのお支払いになります。

令和6年度国民健康保険料早見表・試算ツール

早見表・試算ツールでは、令和5年中の所得（令和5年1月1日から同年12月31日までの所得）から、令和6年度国民健康保険料の年額（令和6年4月から令和7年3月までの12か月分）の概算が確認できます。確認にあたっては、源泉徴収票や確定申告書など令和5年中の所得がわかるものをご用意ください。

（注意）早見表・試算ツールの保険料は、概算の保険料です。実際の保険料とは異なる場合がありますので、目安としてご利用ください。また、お使いの環境によってご利用できない場合があります。

[令和6年度国民健康保険料早見表（PDF：338KB）](#)

[令和6年度国民健康保険料試算ツール（エクセル：943KB）](#)

国民健康保険に加入するとき（社会保険をやめたとき）

国民健康保険加入の届出に必要なものや受付窓口等は、[国民健康保険加入の届出](#)をご覧ください。

国民健康保険を脱退するとき（社会保険を取得したとき）

国民健康保険脱退の届出に必要なものや受付窓口等は、[国民健康保険脱退の届出](#)をご覧ください。

（参考）令和6年度国民健康保険料率等の前年比

令和6年度と令和5年度の保険料比較表

		令和6年度	令和5年度	差額
基礎分 (医療分)	均等割	49,100円	45,000円	4,100円 ↑
	所得割	8.69%	7.17%	1.52% ↑
	最高限度額	650,000円	650,000円	変更なし
後期高齢者 支援金分	均等割	16,500円	15,100円	1,400円 ↑
	所得割	2.80%	2.42%	0.38% ↑
	最高限度額	240,000円	220,000円	20,000円 ↑
介護分	均等割	16,500円	16,200円	300円 ↑
	所得割	2.36%	2.30%	0.06% ↑

	最高限度額	170,000円	170,000円	変更なし
最高限度額合計		1,060,000円	1,040,000円	20,000円 ↑

(参考) 国民健康保険料率等前年比表 (過年度) (エクセル: 20KB)

国民健康保険料の構成

以下の三つの区分で構成されています。また、各区分の内訳は所得割額と均等割額の合算です。

国民健康保険料の構成区分について

区分	内訳	保険料が発生する加入対象者	
基礎分 (医療分)	所得割額	<p>0歳から74歳まで どなたも保険料が発生します ※所得割額と均等割額の合算です。 ※前年の所得がない方は均等割額がかかります。</p>	
	均等割額		
後期高齢者 支援金分	所得割額		
	均等割額		
介護分	所得割額		<p>40歳から64歳までの方は 国民健康保険料に含んで保険料が発生します。 ※所得割額と均等割額の合算です。 ※前年の所得がない方は均等割額がかかります。</p>
	均等割額		

1. 基礎（医療）分保険料は、国保財政の基礎財源です。国保加入者のどなたも支払う保険料です。
2. 支援金分保険料は、後期高齢者医療制度への支援金です。国保加入者のどなたも支払う保険料です。
3. 介護分保険料は、40歳から64歳の方が（国民健康保険料に含んだかたちで）支払う介護保険料です。

（注意）

年間保険料は、基礎（医療）分と後期高齢者支援金分と介護分の合計金額です。

基礎分、支援金分、介護分は一体となっていますので、別々に納めることはできません。

保険料の納付義務は住民票上の世帯主にあり、世帯内で合算してお支払いいただきます。住民票上の世帯が同じであれば、必ず合算になり、個人ごとに納めることはできません。ご家庭内での調整をお願いいたします。

39歳までの方

- 1.基礎分保険料と2.後期高齢者支援金分保険料の合計金額が年保険料になります。

年度の途中で40歳になる方

40歳になる月（1日が誕生日の方はその前月）分から、1.基礎分保険料と2.後期高齢者支援金分保険料に加えて3.介護分保険料が発生します。年度の途中で増額変更の納入通知書をお送りします。

40歳から64歳の方

- 1.基礎分保険料、2.後期高齢者支援金分保険料、3.介護分保険料の合計額が年保険料になります。

(注意) 3.介護保険料は、介護保険第2号被保険者（40歳から64歳の方）の方が対象です。

年度の途中で65歳になる方

65歳になる月の前月（誕生日が1日の方はその前々月）分までの介護分保険料が掛かります。65歳になる月の前月（誕生日が1日の方はその前々月）分までの介護分保険料を月割で計算し、その年度の支払いの全体にならしています。このため、介護保険課から通知する65歳分の介護保険料とはお支払いの時期は重なりますが、加入期間は重複していません。

65歳から74歳の方

1.基礎分保険料と2.後期高齢者支援金分保険料の合計額が年保険料になります。

年度の途中で75歳になる方

4月から75歳の誕生日の前月までの基礎分の保険料と支援金分の保険料を計算します。

保険料の計算方法

国民健康保険料は**基礎（医療）分、支援金分、介護分の三つの区分の合計**です。また、**各区分の中で所得割額と均等割額に分かれています。**

世帯の合算保険料を算出するには各区分毎に下表の「加入者全員の賦課基準額の合計額」と「加入者数」に数字を当てはめると計算できます。なお、各区分毎に合算し、最高限度額を超過した場合、計算した額ではなく最高限度額がその区分の世帯保険料額になります。

令和6年度世帯の国民健康保険料の計算方法（世帯合算）

区分	所得割額	均等割額
1. 基礎（医療）分	$\text{加入者全員の賦課基準額の合計額} \times 8.69\% \times \text{加入月数} \div 12$	$\text{加入者数} \times 49,100\text{円} \times \text{加入月数} \div 12$
	（世帯最高限度額65万円）	
1. 支援金分	$\text{加入者全員の賦課基準額の合計額} \times 2.80\% \times \text{加入月数} \div 12$	$\text{加入者数} \times 16,500\text{円} \times \text{加入月数} \div 12$
	（世帯最高限度額24万円）	
1. 介護分	$40\text{歳} \sim 64\text{歳の方の賦課基準額の合計額} \times 2.36\% \times \text{該当月数} \div 12$	$40 \sim 64\text{歳の方の加入者数} \times 16,500\text{円} \times \text{該当月数} \div 12$
	（世帯最高限度額17万円）	

（注意）

令和4年度、令和5年度の世帯の国民健康保険料の計算式については、下記添付ファイル「（過年度）国民健康保険料の計算方法」をご参照ください。

[\(過年度\)国民健康保険料の計算方法 \(PDF：82KB\)](#)

賦課基準額について

賦課基準額とは、所得割額を計算するもとになる額です。

国民健康保険料賦課基準額＝前年の所得額（注釈1）-住民税基礎控除43万円（注釈2）

（注釈1）

ここでいう所得額とは、各種収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額で、複数の所得がある場合は、その合計額となります。この所得額には、分離課税となる各所得、山林所得を含みます。給与所得および公的年金所得における所得金額調整控除、分離課税所得における特別控除がある場合は、それぞれ控除後の金額を用います。雑損失の繰越控除は適用しません。

（例）

- 事業所得＝事業収入-必要経費
- 給与所得＝給与等の収入金額-給与所得控除額
- 雑所得＝次のアとイの合計額
ア 公的年金等の収入金額-公的年金等控除額 イ 雑収入（公的年金等除く）-必要経費

（注釈2）

住民税基礎控除43万円（一部例外あり）のみ引くことができます。

他の扶養控除や社会保険料控除・医療費控除等の各所得控除、雑損失の控除は適用されません。

国民健康保険料賦課基準額に含まれる主な所得は以下のとおりです。

- 給与所得（事業専従者給与等を含む）
- 雑所得（公的年金所得を含む）
- 利子所得
- 配当所得
- 不動産所得
- 事業所得（営業・農業等）
- 譲渡所得（土地、建物、ゴルフ会員権等）
- 株式等に係る譲渡所得
- 一時所得
- 山林所得

（注意）

- 繰越損失等がある場合は、その控除後の金額となります。（雑損失を除く。）
- 障害年金、遺族年金、雇用保険、退職所得（退職後に年金として受け取る場合を除く）等は、賦課基準額算定対象には含まれません。また、株式等の取引の際、源泉徴収ありの特定口座を選択し、確定申告をしなかった場合の株式等の所得は、賦課基準額算定対象に含みません。

世帯の最高限度額について

令和6年度の保険料には、世帯の1年間分として基礎分65万円、支援金分24万円、介護分17万円の最高限度額が定められています。保険料の計算の結果、すべての区分で最高限度額を超えた場合は、それぞれの最高限度額の組み合わせがその世帯の保険料となります。

世帯の最高限度額 89万円（介護分を含んだ世帯の最高限度額 106万円）

年度や月の途中で国保加入・脱退したとき

年度や月の途中で加入・脱退したときは、月割りで計算します。月末日に国保の資格があれば、その月の保険料は国保で納付します。日割りはありません。

※加入者ひとりずつで計算して、合算したものが世帯の加入後・脱退後の年保険料です。

※保険料が限度額を超過している世帯は以下の計算では算出ができないことがあります。

年度途中に国保へ加入した方の保険料

保険料は届出日からではなく、**国保の資格が発生した月分**から納付します。国民健康保険加入の届出が遅れてしまった場合、国保の資格が発生した月まで遡って保険料がかかります。

非課税制度

個人の住民税は本来、その地域に居住する人たちで広くその市区町村の費用を負担するものとされています。

しかし、所得を得ることができなかった人などに対して、住民税を課税しないという、非課税の制度があります。

所得割も均等割もかからない方

令和2年度まで

1. その年の1月1日現在で、生活保護法による生活扶助を受けている方
2. 障害者、未成年者、寡婦、寡夫の方で前年中の合計所得金額が125万円以下（給与収入になおすと、204万4千円未満）の方
3. 前年中の合計所得金額が次の項目の金額以下の方
 - 扶養親族等のいない場合 35万円
 - 扶養親族等のいる場合 $35万円 \times (\text{本人} + \text{扶養親族等の数}) + 21万円$

令和3年度以降

1. その年の1月1日現在で、生活保護法による生活扶助を受けている方

2. 障害者、未成年者、ひとり親、寡婦の方で前年中の合計所得金額が135万円以下（給与収入になおすと、204万4千円未満）の方
3. 前年中の合計所得金額が次の項目の金額以下の方
 - 同一生計配偶者及び扶養親族がいない方 45万円
 - 同一生計配偶者または扶養親族がいる方でかつ、次の計算式で得られた金額以下の方
 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数 (年少扶養含む)} + 1) + 31万円$
計算方法については、[「区税ガイドブック第3章住民税について」](#) (PDF: 3,377KB) をご覧ください。

所得割がかからない方

令和2年度まで

前の年の総所得金額等が次の項目の金額以下の方

扶養親族等のいない場合 35万円

扶養親族等のいる場合 $35万円 \times (\text{本人} + \text{扶養親族等の数}) + 32万円$

令和3年度以降

前の年の総所得金額等が次の項目の金額以下の方

扶養親族等のいない場合 45万円

扶養親族等のいる場合 $35万円 \times (\text{本人} + \text{扶養親族等の数}) + 42万円$

(注意) 扶養親族等 納税者と生計を一にする、合計所得金額が48万円（令和2年度までは38万円）以下の配偶者（内縁や未届の場合を除く）や親族をいいます。

令和6年1月から開始！

新NISAのあらまし

令和5年度税制改正により、NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）に関して見直しが行われ、抜本的拡充・恒久化された新たな制度（新NISA）が令和6年1月1日から開始されます。

○ NISAの概要

NISAは、18歳以上（非課税口座を開設する年の1月1日現在）の居住者等が金融機関に開設している非課税口座で取得した上場株式等^(※1)について、その配当等^(※2)やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が非課税となる制度です^(※3、4)。

※1 国債や地方債といった特定公社債や公募公社債投資信託の受益権などは含まれません。詳しくは、2ページの「○ 投資対象商品」をご覧ください。

2 非課税となる配当等は、非課税口座を開設している金融機関を経由して交付されるもの（株式数比例配分方式を選択したもの）に限られ、上場株式等の発行者から直接交付されるものは課税対象となります。

3 非課税口座で取得した上場株式等を売却したことにより生じた損失はないものとみなされます。したがって、その上場株式等を売却したことにより生じた損失については、非課税口座以外の他の保管口座（特定口座や一般口座）で保有する上場株式等の配当等との損益通算、非課税口座以外の他の保管口座で保有する上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益からの控除及び繰越控除をすることはできません。

4 非課税口座で取得した上場株式等を特定口座又は一般口座に移管する場合は、その移管時の価額で取得したものとみなされて移管がされます。

○ 新NISAについて

令和6年1月1日から開始する新NISAの概要は、次のとおりです。

なお、「新NISAのはじめ方」や「投資対象商品」の詳細については2ページ、「非課税保有限度額」の詳細については3ページを、それぞれご覧ください。

	つみたて投資枠 (特定累積投資勘定)	併用可	成長投資枠 (特定非課税管理勘定)
口座開設可能期間	制限なし		制限なし
年間投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間	制限なし		制限なし
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）		
⇒ 3ページ参照			1,200万円（内数）
投資対象商品 ⇒ 2ページ参照	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限ります。)		上場株式・公募等株式投資信託等 (高レバレッジ投資信託などの商品は、対象から除かれています。)
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし



税務署

令和5年11月

この社会あなたの税がいきている

○ 新NISAのはじめ方

○ 既にNISAを利用中の方

既に非課税口座を開設済みの方で、令和5年12月31日において、その非課税口座に令和5年分の「非課税管理勘定（一般NISA）」又は「累積投資勘定（つみたてNISA）」が設定されている場合（一定の場合を除きます。）には、令和6年1月1日に、その非課税口座に「つみたて投資枠」及び「成長投資枠」が自動で設定されるため、特に新たな手続きをせずに、新NISAを利用することができます。

（注） 令和6年以後、未成年者口座（ジュニアNISA）を開設している方が、その年1月1日において18歳である場合には、同日において、その未成年者口座を開設している金融機関に非課税口座が開設され、「つみたて投資枠」及び「成長投資枠」が自動で設定されることとなります。

○ 新たにNISAを利用される方

金融機関に、「非課税口座開設届出書」の提出をして非課税口座を開設することで、「つみたて投資枠」及び「成長投資枠」が設定されます。

なお、その開設の際、その金融機関に本人確認書類（住民票の写し、マイナンバーカードなど）の提示等をして、氏名、生年月日、住所及びマイナンバーを告知する必要があります。

（注） 非課税口座を開設しようとする金融機関に対して、既にマイナンバーを告知している場合には、マイナンバーの告知が不要となる場合があります。詳しくは、その金融機関にご確認ください。

○ 投資対象商品

「つみたて投資枠」と「成長投資枠」では、投資することができる金融商品が異なります。主な金融商品の投資の可否については、次の表のとおりです。

金融商品	つみたて投資枠（※1）	成長投資枠（※2）
上場株式	×	○
上場投資信託の受益権（ETF）	○	○
公募株式投資信託の受益権	○	○
上場不動産投資法人の投資口（REIT）	×	○
国債・地方債などの特定公社債	×	×
公募公社債投資信託の受益権	×	×

※1 「つみたて投資枠」において投資することができる金融商品は、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして委託者指図型投資信託約款等に次の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件（平成29年内閣府告示第540号）を満たすもの等に限られます。

- ① 信託契約期間を定めないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていること。
- ② 信託財産は、一定の目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行わないこととされていること。
- ③ 収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ、信託の計算期間ごとに行うこととされていること。

2 「成長投資枠」において投資することができる金融商品からは、上場株式等のうち次に掲げるもの等が除かれています。

- ① 整理銘柄・監理銘柄に指定された上場株式等
- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権等で、委託者指図型投資信託約款等にデリバティブ取引に係る権利に対する投資（一定の目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされているもの
- ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款等上記※1の①及び③の定めがあるもの以外のもの

○ 非課税保有限度額

- 新NISAでは、その年に投資できる上限額（年間投資上限額）が定められており、その金額は、「つみたて投資枠」で120万円、「成長投資枠」で240万円となっています。
- ただし、その年の投資額が、この年間投資上限額に達していない場合であっても、非課税保有限度額（1,800万円又は1,200万円）を超えて投資をすることはできません。
具体的には、以下の算式①～③に該当する場合には、非課税保有限度額を超えることになるため、「つみたて投資枠」又は「成長投資枠」に、それぞれ新たに上場株式等の受入れを行うことができません。

つみたて投資枠（特定累積投資勘定）

【算式①】

その年分の「つみたて投資枠」に受け入れた上場株式等及びこれから受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額

+

その年分の「成長投資枠」に受け入れている上場株式等の取得対価の額の合計額

+

特定累積投資勘定基準額*

> 1,800万円

※ 「特定累積投資勘定基準額」とは、その年の前年12月31日時点で「つみたて投資枠」及び「成長投資枠」に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額の合計額をいいます。

成長投資枠（特定非課税管理勘定）

【算式②】

その年分の「成長投資枠」に受け入れた上場株式等及びこれから受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額

+

特定非課税管理勘定基準額*

> 1,200万円

※ 「特定非課税管理勘定基準額」とは、その年の前年12月31日時点で「成長投資枠」に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額の合計額をいいます。

【算式③】

その年分の「成長投資枠」に受け入れた上場株式等及びこれから受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額

+

その年分の「つみたて投資枠」に受け入れている上場株式等の取得対価の額の合計額

+

特定累積投資勘定基準額*

> 1,800万円

※【算式①】の「特定累積投資勘定基準額」と同じです。

(注) 非課税口座（その年の前年12月31日に開設されているものに限り。）を2以上開設している場合には、「特定累積投資勘定基準額」及び「特定非課税管理勘定基準額」は、その全ての非課税口座に設けられた「つみたて投資枠」や「成長投資枠」に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額を基に算出します。

○ 非課税口座の開設に関する留意点

- 既に非課税口座を開設している方が、その非課税口座を開設している金融機関に、「金融商品取引業者等変更届出書」の提出をする等の一定の手続を行うことで、他の金融機関において非課税口座を開設すること（金融機関の変更）が可能です。

ただし、同一年分に複数の「つみたて投資枠」及び「成長投資枠」を重複して設けることはできません。

（注） 「金融商品取引業者等変更届出書」は、「つみたて投資枠」及び「成長投資枠」を設けようとする年（年分）の前年10月1日からその年9月30日までの間に提出をする必要があります。ただし、その提出をする日以前に、変更前の金融機関の非課税口座におけるその年分の「つみたて投資枠」又は「成長投資枠」に上場株式等の受入れをしているときは、その年分について金融機関の変更はできません。

- 非課税口座の開設に当たって、複数の金融機関に非課税口座の開設を申し込んでしまった場合には、その申込情報が税務署に提供される時が最も早い金融機関において非課税口座が開設されます。

- 非課税口座がどの金融機関に開設されたか分からないため、その開設状況を確認したいときは、税務署に確認依頼書を提出して確認するか、e-Taxを使用することによりご自身で確認することができます。

（注） e-Taxで非課税口座の開設状況を確認できる方は、e-Taxの利用者識別番号を所有し、かつ、その確認をするまでにマイナンバーを記載した確定申告書等を税務署に提出したことがある方となります。

【参考】 つみたてNISA及び一般NISAの概要（令和5年12月まで）

	つみたてNISA (累積投資勘定)	←年ごとに選択→	一般NISA (非課税管理勘定)
口座開設可能期間	平成30年～令和5年		平成26年～令和5年
年間投資上限額	40万円		120万円
非課税保有期間	最長20年間		最長5年間
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限ります。)		上場株式・公募等株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

（注） 令和5年12月31日までにつみたてNISA（累積投資勘定）や一般NISA（非課税管理勘定）において投資した商品は、新NISAの外枠で、引き続き非課税の対象となります。



[ホーム](#) / [国税庁等について](#) / [情報公開](#) / [申告書等の情報の取得について](#)

申告書等の情報の取得について

税務署に提出した申告書等の情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づく開示請求によることなく、次の方法により、表示・印刷・閲覧することができます。

スマートフォンやパソコンに保存したデータから印刷する方法

所得税等の確定申告書等をスマートフォンやパソコンで作成し、ご自身の端末に申告書等のデータを保存している場合、そのデータから申告書等を表示・印刷・閲覧することができます。

[スマートフォンに保存したデータから印刷する方法\(PDF/1,478KB\)](#)

[パソコンに保存したデータから印刷する方法\(PDF/1,206KB\)](#)

e-Taxメッセージボックスの受信通知からダウンロードする方法

e-Taxにより確定申告書等を提出している場合には、スマートフォンやタブレット、パソコンからe-Taxソフト(WEB版)にログインすることで、メッセージボックスの確定申告書等を提出した際の受信通知から、申告書等のPDFファイルをダウンロードすることができます（手数料はかかりません。）。

なお、メッセージボックスの受信通知を確認するためには、マイナンバーカード等の電子証明書による認証が必要になります。

詳しい操作方法は、e-Taxホームページを参照ください。

[e-Taxソフト（WEB版）で送信した申告・申請データを表示・印刷するにはどうしたらいいですか。](#)

「申告書等情報取得サービス」を利用して取得する方法

所得税の確定申告書等については、書面により提出している場合でも、e-Taxソフト（WEB版）にログインすることで、PDFファイルを取得できる「申告書等情報取得サービス」を提供しています（手数料はかかりません。）。

なお、申告書等情報取得サービスの利用に当たっては、マイナンバーカードが必要となります。

- 書面又はe-Taxにより提出した次の申告書等のうち、直近3年分（令和2年分以降）が対象となります。

- ① 所得税及び復興特別所得税確定（修正）申告書
- ② 青色申告決算書
- ③ 収支内訳書

- 申請からPDFファイルの取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
- PDFファイルのダウンロード可能期間は、メッセージの格納から180日以内です。
- 代理人や相続人の方はご利用いただけません。

詳しい操作方法等は、e-Taxホームページを参照ください。

[申告書等情報取得サービスについて](#)

申告書等情報取得サービスについてよくある質問

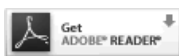
紙で申告した方もe-Taxで所得税申告書等のPDFファイルを取得できます！(PDF/628KB)

申告書等閲覧サービス

税務署では、納税者の皆様が過去の申告実績等を確認して、じ後の適正な申告書等の作成を行う場合に、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達」という行政目的にかなう範囲で、御提出済みの申告書等（各種申請書、届出書、請求書を含みます。）を閲覧に供するサービスを実施しています。

(注) この申告書等閲覧サービスは、申告書等を作成するに当たり、過去に提出した申告書等の内容を確認する必要があると認められる場合に限り実施するものですので、これ以外の目的（第三者からの申告内容の問合せに対する回答など）のためには利用することはできません。

申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針）



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、[Adobeのダウンロードサイト](#)からダウンロードしてください。

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) / [国税庁等について](#) / [情報公開](#) / [申告書等の情報の取得について](#)

税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)
- [お酒に関する情報](#)
- [税の学習コーナー](#)

刊行物等

- [パンフレット・手引](#)
- [インターネット番組「Web-TAX-TV」](#)
- [出版物](#)
- [統計情報](#)
- [点字広報誌「私たちの税金」](#)

法令等

- [税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）](#)
- [法令解釈通達](#)
- [その他法令解釈に関する情報](#)
- [事務運営指針](#)
- [国税庁告示](#)
- [文書回答事例](#)
- [質疑応答事例](#)

お知らせ

- [トピックス一覧](#)
- [報道発表](#)
- [パブリックコメント](#)
- [調達情報・公売情報](#)



[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#) / No.6210 国外取引

No.6210 国外取引

[令和6年4月1日現在法令等]

対象税目

消費税

概要

国外取引や三国間貿易などの消費税の課税関係については、次のとおりです。

国外取引

国外取引については、消費税は課税されません（不課税）。

国内取引か国外取引かの判定（内外判定）は、次によります。

イ 資産の譲渡または貸付けの場合

資産の譲渡または貸付けの場合は、一定の取引についての例外はありますが、原則として、その譲渡または貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所で国内取引かどうかを判定します。

ロ 役務の提供の場合

役務の提供の場合は、一定の取引についての例外はありますが、原則として、その役務の提供が行われた場所で、国内取引かどうかを判定します。

（注） 電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供（電気通信利用役務の提供）については、当該役務の提供を受ける者の住所等で国内取引かどうかを判定します。

これにより、国内に住所等を有する者に提供する「電気通信利用役務の提供」については、国内、国外いずれから提供を行っても課税対象となります。

詳しくはコード6118「[国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係](#)」についてをご参照ください。

三国間貿易

事業者が国外において購入した資産を国内に搬入することなく他へ譲渡するいわゆる三国間貿易の場合は、国外に所在する資産の譲渡であり国外取引に該当しますので、その経理処理のいかに関わらず課税の対象とはなりません。

国内および国外にわたって行われる役務の提供

例えば、国内の事業者から特定国の市場調査を請け負い、国外で市場調査を行い、日本で調査結果を分析し報告書を作成する取引は、国内および国外にわたって行われる役務の提供に該当し、国内対応部分と国外対応部分の対価が契約において合理的に区分されている場合は、その区分されているところによりますが、それぞれの対価が合理的に区分されていない場合には、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地で内外判定を行います。

根拠法令等

消法4、消令6、消基通5-7-1・10・15・15の2

関連コード

6118 [国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について](#)

お問い合わせ先

国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っていますので、[税についての相談窓口](#)をご覧ください。

このコンテンツはお役にたちましたか？

はい

いいえ

今後の改善のための参考とさせていただくため、アンケートを実施しています。ぜひご協力をお願いいたします。

[アンケートへ](#)

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#) / No.6210 国外取引

税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)
- [お酒に関する情報](#)
- [税の学習コーナー](#)

刊行物等

- [パンフレット・手引](#)
- [インターネット番組「Web-TAX-TV」](#)
- [出版物](#)
- [統計情報](#)
- [点字広報誌「私たちの税金」](#)